

## 全国どこからでも戸籍の証明書が 取得できるようになりました

3月1日から  
請求が便利に!

これまで本籍地の市区町村窓口で取得していただく必要があった「戸籍証明書」が、最寄りの市区町村窓口で請求できるようになりました（広域交付）ぜひご利用ください。



### ポイント1 どこでも!

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます!

### 取得できる証明書

戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本

### 請求できる方

ご本人・配偶者・父母・子・祖父母・孫などの直系の方

### 請求に必要なもの

窓口に来庁する方の、顔写真付きの公的な本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券など）  
※広域交付では、健康保険証や診察券、キャッシュ



### ポイント2 まとめて!

必要な戸籍の本籍地が複数の市区町村にあっても、1か所の窓口まとめて請求できます!  
※証明書の作成に時間がかかる場合があります。

カード、社員証、学生証などは本人確認書類とは認められません。

### 注意事項

- ・兄弟姉妹の戸籍証明書は取得できません。
- ・代理人による請求は受け付けできません。  
※委任状を持参しても受け付けできません。
- ・DV支援措置などを申し出されている方は、広域交付での証明書は取得できません。

◆問い合わせ = ④市民課 (内線1120)

⑤暮らしの窓口課 (内線8011)

## 3月31日自動交付機の サービスが終了します

自動交付機本体の製造が中止され、補修用部品の入手が困難となることから、自動交付機の安定した運用ができなくなるため、本庁舎と石下庁舎に設置されている自動交付機のサービスを終了します。



### ▶ サービス終了後の「じょうそう市民カード」の取り扱い ◀



現在の「じょうそう市民カード」は、窓口で印鑑登録証明書を取得するときに必要になりますので、大切に保管してください。窓口での提示がない場合、印鑑登録証明書を発行することができません。

マイナンバーカードをお作りいただくと、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書・住民票などを取得することができます。手数料は窓口より100円安くなります。ぜひご利用ください。

◆問い合わせ = ④市民課 (内線1110) ⑤暮らしの窓口課 (内線8011)